

特定非営利活動法人NPO亀岡人権交流センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は特定非営利活動法人NPO亀岡人権交流センターと称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を京都府亀岡市に置く。

(目的)

第3条 本会は、平和を願い、住みよい自然環境と、一人ひとりの人権が尊重された社会を、人々の相互の活動を通して実現することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 国際協力の活動
- (8) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動
- (10) 災害救援活動
- (11) 地域安全活動
- (12) 前各号に掲げる活動の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(特定非営利活動に係る事業の種類)

第5条 本会は、前条の活動に係る次の事業を行う。

- (1) 高齢者等、人々の生きがい活動に関する支援事業
- (2) 人権教育・社会教育・環境教育・生涯教育を推進する事業
- (3) 福祉・就労・人権・教育に関する相談事業
- (4) 国際交流・理解・協力に関する交流・学習事業
- (5) 子どもの権利を保障する啓発事業

- (6) ジェンダーフリーの社会を目指す啓発事業
- (7) まちづくりに関する政策提言事業
- (8) 環境を守り、脱原発・自然エネルギーへの転換・自然との共生を図る事業
- (9) 様々な活動を結ぶ交流誌の発行事業
- (10) その他本会の目的を達成するのに必要な事業

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 本会の正会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、前項の入会申込者が、第3条に定める本会の目的に賛同し、本会の活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り、入会を承諾し、入会を認めない場合は、その入会申込者に対し理由を付した文書でこれを通知するものとする。
- 3 本会の賛助会員になろうとする者は、年会費を納入することによって会員となることができる。

(会費)

第8条 会員は、毎年、年会費を納入しなければならない。

- 2 年会費の額は総会で定めるものとする。

(退会)

第9条 会員で本会を退会しようとする者は、別に定める退会届を理事長に提出し任意に退会することができる。

- 2 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。
 - (1) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき
 - (2) 団体が解散又は破産手続を開始したとき
 - (3) 会員が会費を1年以上滞納したとき

(除名)

第10条 会員が、次の各号の一に該当する場合は、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決に基づき、これを除名することができる。

(1) 本会の定款に違反したとき

(2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金の不返還)

第11条 本会は、会員がすでに納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び顧問

(種類及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事3人以上10人以内

(2) 監事1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

3 本会は、理事会の議決を経て、常務理事を1人置くことができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員のうちから選任する。

2 総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため理事又は監事を緊急に選任する必要があるときは、前項及び第22条の規定にかかわらず、理事会の議決により、これを選任することができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において改めて選任されなければならない。

3 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会において理事の互選により定める。

4 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることはできない。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(職務)

第14条 理事は、理事会を構成し、定款の定め、総会及び理事会の議決に基づき、業務

を執行する。

- 2 理事長は、本会を代表し、その業務を統括する。なお、理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌握し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事会の議決に基づき、本会の業務を処理するとともに、この定款に定める理事長の職務を代行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること
 - (3) 前二号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること

(任期)

- 第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
 - 3 補欠又は増員により選任された役員任期は、第1項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了の後においても、第12条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て、当該役員を解任することができる。
- (1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

- 2 前項の規定により役員を解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに議決の前に、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。
 - 3 役員報酬に関しては、総会で定めるものとする。

(顧問)

- 第19条 本会に顧問2人以内を置くことができる。
- 2 顧問は、本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
 - 3 顧問は、本会の運営に関して理事長の諮問に答え、又は理事長に対して意見を述べる。
 - 4 第15条第1項の規定は、顧問について準用する。

第4章 総会

(種別)

- 第20条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(構成)

- 第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第22条 総会は、本会の運営に関する次の事項を議決する。
- (1) 事業報告及び決算の承認
 - (2) 事業計画及び予算の承認
 - (3) 役員を選任及び解任、職務、報酬
 - (4) 年会費の額
 - (5) 定款の変更
 - (6) 合併
 - (7) 解散
 - (8) 解散した場合の残余財産の処分
 - (9) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

- 第23条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をした場合
- (2) 正会員の4分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があった場合

(招集)

第24条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、理事長が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面又は電磁的方法により、開会日の2週間前までに招集通知を発信して行わなければならない。
- 3 前条第2項の規定による請求があったときは、理事長は速やかに総会を招集しなければならない。この請求があったにもかかわらず、理事長がこの請求のときから1ヵ月以内に会議を招集しないときは、請求をした者（ただし、前条第2項第1号及び第2号の場合においては、請求をした者の代表者）は、会議を招集することができる。

(議長)

第25条 総会の議長は、出席した理事のうちから理事長が指名する。ただし、第23条第2項第3号による招集があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(総会の成立)

第26条 総会は、正会員の5分の1以上の出席で成立する。

(議決)

- 第27条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 2 総会において、第24条第2項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の4分の3以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項について表決権を行使することができない。
- 4 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(書面表決等)

第28条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の書面又は電磁的方法による通知は会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使する正会員は、第26条、前条第1項及び第46条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 議長は、総会の議事について次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 前項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び活動予算の作成並びにその変更

(2) 事務局の組織及び運営

(3) 総会に付議すべき事項

(4) その他、運営に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長又は常務理事が必要と認めた場合
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があった場合
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第33条 理事会は、理事長又は常務理事が招集する。

- 2 理事長又は常務理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、緊急に招集の必要があるときは、理事の過半数の同意を得て、この期間を短縮することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれにあたる。

(理事会の成立)

第35条 理事会は、理事の半数以上の出席がなければ議決することはできない。

(議決)

- 第36条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 2 理事会において、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

第37条 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決権を行使することができる。

- 2 前項の書面又は電磁的方法による通知は会議ごとに議長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により表決権を行使する理事は、第35条及び前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第38条 議長は、理事会の議事の経過及びその結果について議事録を作成し、議長及び出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人1名が署名し、これを保存しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 本会の資産は理事長が管理し、その管理方法は理事会の議決による。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び活動予算)

第43条 本会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を得なければならない。

- 2 前項の規定による理事会の議決を得た事業計画及び活動予算は、当該事業年度中の通常総会に承認を得なければならない。
- 3 第2項に規定した総会の議決を得た事業計画及び活動予算の変更は、理事会の議決を経て行うことができる。ただし、変更された内容に関して、理事会は、当該事業年度終

了後の通常総会に報告し、承認を受けるものとする。

- 4 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。なお、当該の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査及び理事会の議決を得た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

- 2 前項の議決を得た事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書は、前事業年度の役員の名簿、役員のうち前年に報酬を受けた者の名簿、社員のうち10名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3ヵ月以内に本会の所轄庁に提出しなければならない。

(剰余金の処分)

第45条 本会の決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の議決を経て、かつ法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 法第25条第3項に規定する事項以外の事項に係る定款の変更を行った場合には、速やかに所轄庁にその旨を届け出なければならない。

(解散)

第47条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消し

- 2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属先)

第48条 本会が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人又は公益社団法人に寄付するものとする。

(公告の方法)

第49条 本会の公告は、本会の事務所の前の掲示板に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2に基づく公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第8章 雑則

(委員会)

第50条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を得て、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は事業を遂行する。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を得て、別に定める。

(事務局)

第51条 本会は、事務を処理するため事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長は、理事会の同意を得て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を得て別に定める。

(実施細則)

第52条 この定款の実施に関しては必要な細則は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、本会が法人として成立した日（以下、「設立日」という）から施行する。

2 本会の設立当初の会費の額は、第9条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員 5,000円

賛助会員 1口 2,000円

- 3 本会の設立当初の役員は、第14条第1項および第3項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立日から2003年6月30日までとする。

理事長 杜 恵美子（前田 恵美子）

副理事長 児玉 正人

前田 昭夫

理事 石田 千代榮

石田 富美子

小島 恒夫

西村 隆平（西村 隆平）

八木 正行

監事 石田 宣紹

- 4 本会の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、設立日から2002年3月31日までとする。

- 5 本会の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第43条第1項、第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。